

令和6年度
尾張西部地区
事業再評価基礎資料作成業務

特 別 仕 様 書

東海農政局 木曾川水系土地改良調査管理事務所

項 目	内 容	備考														
第1章 総則 (適用範囲) 第1-1条 (目 的) 第1-2条 (場 所) 第1-3条 (履行確実性評価 の達成状況の確認) 第1-4条 (管理技術者) 第1-5条	本業務の施行にあたっては、農林水産省農村振興局制定「設計業務共通仕様書」(以下「共通仕様書」という。)によるほか、同仕様書に対する特記及び追加事項は、この特別仕様書によるものとする。 本業務は、令和7年度に予定されている国営施設機能保全事業「尾張西部地区」の再評価のために必要な、基礎資料の作成及び費用対効果分析等を行うものである。 本業務において対象とする地域は、愛知県名古屋市、一宮市、津島市、江南市、稲沢市、愛西市、清須市、弥富市、あま市、大治町、蟹江町及び飛島村(9市2町1村)で別添位置図に示すとおりである。 本業務の受注にあたり、調査基準価格を下回る金額で受注した場合には、履行確実性評価の審査で提出した追加資料について、業務実施状況を踏まえた実施額に修正し、これを裏付ける資料とともに、業務完了検査時に提出するものとする。その上で、提出された資料をもとに以下の内容について履行確実性評価の達成状況を確認し、その結果を業務成績に反映させるものとする。なお、業務完了検査時までに提出されない場合には以降の提出を受け付けず、業務成績評定に厳格に反映させるものとする。 (1) 審査項目a)～c)において、審査時に比較して正当な理由なく必要額を下回った場合 (2) 審査項目d)において、審査時に比較して正当な理由なく再委託額が下回った場合 (3) その他、業務計画書等に示された、実施体制、実施手順、工程計画が正当な理由なく異なる等、業務実施体制に関する問題が生じた場合 (4) 業務成果品のミス、不備 等 管理技術者は、共通仕様書第1-6条第3項によるものとし、農業土木技術管理士以外の資格に係る該当する技術部門・選択科目は次のとおりである。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>資 格</th><th>技術部門</th><th>選択科目</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">技術士</td><td>総合技術監理</td><td>農業－農業土木 農業－農業農村工学 農業－農村地域計画 農業－農村地域・資源計画</td></tr> <tr> <td>農業</td><td>農業土木、農業農村工学 農村地域計画、農村地域・資源計画</td></tr> <tr> <td>博士</td><td>農学</td><td></td></tr> <tr> <td>シビルコンサルティングマネジャー</td><td>農業土木</td><td></td></tr> </tbody> </table>	資 格	技術部門	選択科目	技術士	総合技術監理	農業－農業土木 農業－農業農村工学 農業－農村地域計画 農業－農村地域・資源計画	農業	農業土木、農業農村工学 農村地域計画、農村地域・資源計画	博士	農学		シビルコンサルティングマネジャー	農業土木		
資 格	技術部門	選択科目														
技術士	総合技術監理	農業－農業土木 農業－農業農村工学 農業－農村地域計画 農業－農村地域・資源計画														
	農業	農業土木、農業農村工学 農村地域計画、農村地域・資源計画														
博士	農学															
シビルコンサルティングマネジャー	農業土木															

項 目	内 容	備考
(担当技術者) 第 1－6 条	担当技術者は、共通仕様書第1-8条によるものとする。	
(配置技術者の確認) 第 1－7 条	共通仕様書第1-11条における業務組織計画の作成及び共通仕様書第1-12条に基づく技術者情報の登録にあたっては、次によるものとする。 (1) 受注者は、業務計画書の業務組織計画に配置技術者の所属・役割及び担当する分担業務を明確に記載するものとする。なお、変更業務計画書において、業務組織計画を変更する際も同様とする。 (2) 農業農村整備事業測量調査設計業務実績情報サービスへの技術者情報の登録は、業務計画書の業務組織計画において位置付けられた技術者を登録対象とする。	
(保険加入) 第 1－8 条	受注者は、共通仕様書第1-37条に示されている保険に加入している旨を業務計画書に明示しなければならない。また、監督職員からの請求があった場合は、保険加入を証明する書類を提示しなければならない。	
第 2 章 作業条件 (適用する通知等) 第 2－1 条	再評価資料の作成及び費用対効果分析にあたっては、以下の通知等により行うものとする。 なお、資料については最新版の様式に基づき作成する。 ・国営土地改良事業等再評価実施要領（平成10年3月27日付10構造改D第161号構造改善局長通知、最終改正平成22年8月30日付22農振第1208号）	
(作業条件) 第 2－2 条	本業務の実施にあたっては、以下の事項に留意して作業を進めるものとする。 (1) 業務の実施にあたっては、事前に作業方法及び具体的な工程計画を立案し、監督職員及び監督職員が指示する者と十分打合せを行い、手戻りのないよう留意しなければならない。 (2) 本業務に従事するものは、十分な経験を有するものでなければならない。 (3) 本業務において受注者が原因となり生じた第三者との紛争は、受注者の責において処理しなければならない。	
(参考図書) 第 2－3 条	本業務の参考とする図書は、共通仕様書第2-1条によるほか、以下のとおりとする。 ・新たな土地改良の効果算定マニュアル（平成27年9月発行、令和6年4月最終改正）	

項 目	内 容	備考														
(貸与資料) 第2-4条	貸与資料は、次のとおりである。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>分 類</th><th>貸 与 資 料</th><th>数 量</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">報告書等</td><td>国営尾張西部地区土地改良事業計画書</td><td>1 式</td></tr> <tr> <td>平成26年度東海農政局国営事業 事前評価 国営施設機能保全事業（耐震一体型）「尾張西部地区」事前評価関係資料</td><td>1 式</td></tr> <tr> <td>令和4年度尾張西部地区変更計画書作成業務</td><td>1 式</td></tr> <tr> <td>令和5年度尾張西部地区受益面積補足検討業務</td><td>1 式</td></tr> <tr> <td>その他参考資料</td><td>1 式</td></tr> </tbody> </table>	分 類	貸 与 資 料	数 量	報告書等	国営尾張西部地区土地改良事業計画書	1 式	平成26年度東海農政局国営事業 事前評価 国営施設機能保全事業（耐震一体型）「尾張西部地区」事前評価関係資料	1 式	令和4年度尾張西部地区変更計画書作成業務	1 式	令和5年度尾張西部地区受益面積補足検討業務	1 式	その他参考資料	1 式	
分 類	貸 与 資 料	数 量														
報告書等	国営尾張西部地区土地改良事業計画書	1 式														
	平成26年度東海農政局国営事業 事前評価 国営施設機能保全事業（耐震一体型）「尾張西部地区」事前評価関係資料	1 式														
	令和4年度尾張西部地区変更計画書作成業務	1 式														
	令和5年度尾張西部地区受益面積補足検討業務	1 式														
	その他参考資料	1 式														
(参考図書及び貸与資料の取扱い) 第2-5条	特別仕様書第2-3条、第2-4条に示す参考図書及び貸与資料の取扱いは次のとおりとする。 (1) 参考図書及び貸与資料の記載事項に相互に矛盾がある場合、又は解釈に疑義が生じた場合は、監督職員と協議するものとする。 (2) 参考図書は、業務作業時点の最新版を用い業務作業中に改訂された場合には、監督職員と協議するものとする。 (3) 貸与資料は、原則として初回打合せ時に一括貸与するものとし、監督職員の請求があった場合のほか完了検査時に一括返納しなければならない。 (4) 上記記載資料以外の貸与資料がある場合には、その旨監督職員から指示する。															
第3章 作業内容 (作業項目及び数量) 第3-1条	本業務における作業項目及び数量は、別添「作業項目内訳表」に示すとおりとする。															
(作業の留意点) 第3-2条	業務の実施に際し、特に留意する点は次の通りとする。 (1) 特別仕様書第2-3条、第2-4条及び共通仕様書に示す参考図書、貸与資料並びに受注者が有する資料等を適用又は準用した場合には、その出典を明示するものとする。 (2) 再評価基礎資料の作成にあたっては、第三者委員会及び関係機関等への説明を考慮し、整理するものとする。 (3) 費用対効果を算定する際に用いた基礎的数値は、その根拠を明確にしておくものとする。 (4) 関係機関等から資料を収集する場合は、事前に監督職員の承諾を得るものとする。															

項 目	内 容	備考
第4章 打合せ (打合せ) 第4－1条	共通仕様書第1-10条に基づく打合せについては、主として次の段階で行うものとする。 また、初回及び最終回の打合せには管理技術者が出席するものとする。 初 回 作業着手の段階 第2回 中間打合せ（「社会経済情勢の変化のとりまとめ」段階） 第3回 中間打合せ（「費用対効果分析の基礎となる要因の変化の整理分析」完了段階） 第4回 中間打合せ（「費用対効果分析」完了段階） 最終回 報告書原稿作成段階 なお、業務を適正かつ円滑に実施するために、受注者の業務担当は、業務打合せ記録簿を作成し、上記の打合せの都度内容について、監督職員と相互に確認するものとする。 ただし、調査基準価格を下回る価格で契約した場合においては、上記に定める打合せを含め、受注者の責により管理技術者の立ち会いの上で打合せ等を行うこととし、業務変更の対象とはしない。 その際、管理技術者は、共通仕様書第1－11条に定める業務計画書に基づく業務工程等の管理状況を報告しなければならない。	
第5章 成果物 (成果物) 第5－1条	成果物を共通仕様書第1章第1－17条に基づき作成し、次のものを提出しなければならない。 (1) 成果物の電子媒体（CD-R 等）正副2部 (2) 成果物の出力 1部 （電子媒体の出力、市販のファイル綴じで可）	
(公開用成果品の作成) 第5－2条	本業務の成果品については、個人情報等の公開すべきでない情報が含まれる場合には、監督職員との打合せに基づき、マスキング等の措置を行い公開用成果品として別途とりまとめるものとする。	
(成果物の提出先) 第5－3条	成果物の提出先は、次のとおりとする。 愛知県名古屋市昭和区安田通四丁目8番 東海農政局 木曽川水系土地改良調査管理事務所	
第6章 契約変更 (契約変更) 第6－1条	発注者と受注者による協議事項は、次のとおりとする。 (1) 第3－1条に示す「作業項目及び数量」に変更が生じた場合 (2) 第4－1条に示す「打合せ」に変更が生じた場合 (3) 第5－1条に示す「成果物」に変更が生じた場合 (4) 履行期間の変更が生じた場合 (5) 関係機関等対外協議により業務計画等に変更が生じた場合 (6) その他	

項 目	内 容	備考
第 7 章 定めなき 事項 (定めなき事項) 第 7－1 条	この特別仕様書に定めなき事項又はこの業務の実施に当たり疑義が生じた場合は、必要に応じて職員と協議するものとする。	

別添 作業項目内訳表
【作業一覧】

作業項目	作業内容	作業数量
1. 資料検討	再評価資料の検討に必要な資料収集及び貸与資料の内容を把握し、再評価基礎資料及び説明資料の作成のための整理を行う。	1式
2. 事業計画の重要な部分の変更のとりまとめ	事業計画の重要な部分の変更に関する資料として、受益面積、主要工事そして事業費の各変遷は、発注者が整理した資料を基に次の事項について内容を取りまとめる。 (1) 事業の施行に係る地域 (2) 主要工事計画 (3) 事業費	1式
3. 社会経済情勢の変化のとりまとめ	発注者が収集した貸与資料をもとに、最新の統計情報を追加し、以下の項目でとりまとめる。 (1) 人口の動向 最新の統計情報を追加し、整理する。 (2) 産業別就業人口の動向 最新の農林水産統計年報等の最新の統計情報を追加し、整理する。 (3) 農業の動向 農林業センサス等により属性区分別農業経営体数、経営耕地面積、主要作物の作付面積最新情報への更新を行う。 (4) 認定農業者数の推移状況 認定農業者（経営体及び法人等）の推移について、農業経営基盤強化推進法における農業経営改善計画の認定数に基づき、最新情報への整理を行う。 (5) 地域の農業展望 地域の農業展望について、内容の精査・確認及び、最新情報への更新を行う。	1式
4. 費用対効果分析の基礎となる要因の変化の整理分析	貸与資料をもとに、費用対効果分析の基礎となる要因の変化に関する資料として次の項目について整理・分析を行う。 (1) 営農計画 発注者が貸与する最新の「水田収益力強化ビジョン」等を参考に記載内容の精査・修正を行う。 (2) 農業振興計画の見直し状況 発注者が貸与する振興計画及び現在の計画内容について、最新の「水田収益力強化ビジョン」等を参考に記載内容の精査・修正を行う。 (3) 農産物等の動向 計画作物の作付面積・単価・単収等について、最新の情報に更新するとともに、変化の状況及びその要因について記載する。	1式

作業項目	作業内容	作業数量
5. 費用対効果分析	(1) 発注者が整理している総事業費について、「2. 事業計画の重要な部分の変更のとりまとめ」の反映及び諸係数の更新等の補足検討・精査を行う。 (2) 「土地改良事業の費用対効果分析マニュアル」に基づき、本地区の便益額を精査する。 効果算定項目は、作物生産効果、営農経費節減効果、維持管理節減効果、災害防止効果(農業関係資産及び一般資産)、災害時の復旧対策費軽減効果、国産農産物安定供給効果とする。また、その他効果(上記以外の効果)について、当該事業で定量化ができるかどうか検討する。 なお、算定に必要な諸元のうち、他公共機関等からの提供が必要な資料(作物単価等)については、発注者において収集・貸与する。 (3) 上記総費用の精査及び総便益の精査結果を踏まえ、総費用総便益比を算定する。	1式
6. 環境との調和への配慮	「尾張西部地区 環境配慮の基本方針(改訂後) 令和4年3月」に基づき、事業実施における環境との調和への配慮について説明資料として整理する。	1式
7. 事業コスト縮減の取組	発注者から貸与される事業コスト縮減の取組状況について、説明資料として整理する。	1式
8. 点検とりまとめ	各作業項目の点検、とりまとめ及び報告書作成を行う。	1式